

# 中津市景観計画

景観行政団体になった日	平成18年 7月
景観計画公示日	平成22年 3月
面積	491.17 ha
市人口	85,897 人

## 中津市の概況

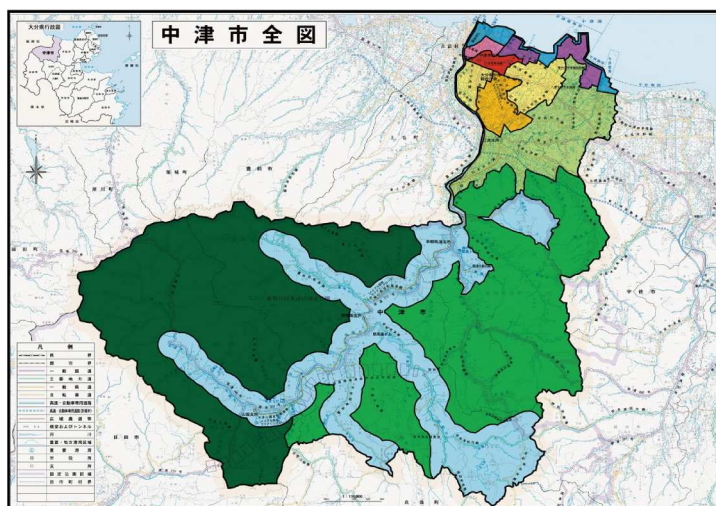
中津市は、名勝耶馬溪や旧城下町のまちなみをはじめ、歴史や文化、自然を感じさせる景観資源に恵まれています。市域全体を歴史的、地形的に分析していくと、地域ごとに様々な特性があり、それぞれが中津市らしい個性と魅力を引き出す要素をもっています。このように私たちが美しいと感じる景色や心安らぐまちの姿は、私たちだけで築いてきたものではなく、長い年月をかけて形づくられたものです。

平成18年7月21日、中津市は、景観法に基づく景観行政団体となり、中津市の良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。中津市景観計画では、これらを次の世代へ引継ぎ、そして自らが誇れるまちの実現に向け、市民一人ひとりが景観に対して共通の認識をもち、将来を見据えた取り組みの方針を定めます。

## 景観計画の区域について

中津市では、『市全域を景観計画区域』とし、市民の理解と協力のもと、「ひとを育み、ひとに癒しと活力を与える」景観づくりに取り組んでいきます。

そのため、地形や土地利用の状況、歴史的背景などの観点から中津市全域を10のエリアに分類して、それぞれの景観特性や課題などを整理し、良好な景観形成に向けての方針や方策を策定します。



## 良好な景観形成に関する方針

### 1. 景観形成に関する基本理念

歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景  
「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり

### 2. 景観形成の目標

- 城下町の風情をもったまちづくり
- 歴史・文化を守り自然と調和した風情のあるまちづくり
- 国定公園などの自然景観の保全によるまちづくり
- 賑わいや活力が景観と融合したまちづくり

## 届け出対象行為及び行為の制限

下記景観計画区域内において、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更等の行為の前に届出を行う必要があり、それぞれの地区の景観形成基準に適応した行為であることの確認が求められます。

中津市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせ、景観形成を図ることとします。

<p><b>1. 大規模な行為等届出地区（市全域）</b>          良好な景観や居住環境を保全、創出するため、市全域を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きな建築行為や開発行為等に限って届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。</p>	<p><b>対象行為等</b>          一定規模以上の建築物、工作物、開発行為、土石類の採取、宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採又は移植、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵</p>
<p><b>2. 特定施設届出地区（特定の区域）</b>          良好な景観や居住環境を保全、創出するため、幹線道路沿線を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。</p>	<p><b>対象行為等</b>          延べ面積10㎡を超える建築物、工作物（風営法で定める施設、危険物法で定める給油所、旅館法で定める施設、飲食店、物品販売店等）</p>
<p><b>3. 中津城周辺景観形成地区（特定の区域）</b>          建築物の高さ、形態・意匠、色彩等に関する基準を定め、積極的に誘導していくことにより、旧城下町やその周辺に広がる戸建住宅と自然景観を融合させた、一体的な景観形成を図っていきます。</p>	<p><b>対象行為等</b>          延べ面積10㎡を超える建築物、工作物（飲食店、物品販売店等）</p>
<p><b>4. 景観形成重点地区（特定の区域）</b>          中津市を代表する景観として認められる地区については、当該地区住民の合意のうえ、市に対して申請を行い一定の審査を経て、景観形成重点地区として更なる良好な景観形成を図ります。</p>	<p><b>対象行為等</b>          延べ面積10㎡を超える建築物、工作物</p>

## その他の取り組み

### 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

歴史的・文化的に高い価値を有し、市民に親しまれている建造物、あるいは、樹高があり樹幹が太く、美観的に優れ、市民に親しまれている樹木で、道路その他の公共の場所から誰でも容易に望見することができるものについて、所有者の意見を聴き、合意を得た上で重要な建造物として指定します。



指定のイメージ(南部小学校・生田門)

## 景観計画の特徴・取り組み事例

### 景観まちづくり協議会の設立

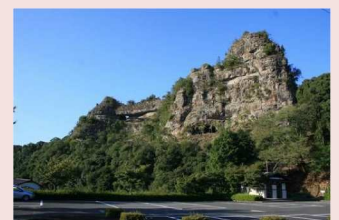
地区の特長や個性を活かした景観誘導を図るため、住民が主体となって、景観形成重点地区の指定に向けた景観形成方針・基準の策定等の検討を行う景観まちづくり協議会が「豊後街道地区」「諸町地区」で設立され、城下町の風情をもったまちづくりを進めています。



豊後街道地区の設立総会

### 名勝耶馬溪景観再生事業の実施

雑木や人工林の成長により岩肌が隠れ、その魅力が失われつつあった「名勝耶馬溪」を再生したいという声を受け、景観再生事業を実施しています。修景されたそれぞれの景については、地域住民をはじめとした市民やNPOなどによる定期的な



修景された古羅漢の景